

第8回刑法39条、医療観察法を考えるシンポジウム基調報告

医療観察法における被害者の権利の動向

精神障害者の自立支援を考える会 代表 木村 邦弘

【本日のお話】

- (1) 刑法39条、医療観察法を巡る最近の動向について
- (2) 刑法39条不起訴事件被害者の理不尽な法的制約とは
- (3) 医療観察法における被害者の知る権利の推移
- (4) 医療観察法事件被害者支援の今後の活動について
- (5) NPO法人による犯罪被害者等援助活動へのご理解を

1. 刑法39条、医療観察法を巡る最近の動向

(1) 「犯罪被害者等基本法第4次基本計画」施策の具体化（2021年4月）

① 「医療観察法」被害者への対象者情報提供の検討開始

～法務省保護局「通達」（2018年）による蓋然情報から処遇情報の検討へ

② 警察庁による自治体への「犯罪被害者特化条例」の制定指導（2021年4月）

～従来「安全・安心条例」に留まっていた犯罪被害者支援が飛躍的に前進

～札幌市の「犯罪被害者支援制度」に延べ71件、753万円の支給

(2) 北海道初の医療観察法入院病棟開設等社会的情報発信の広がり

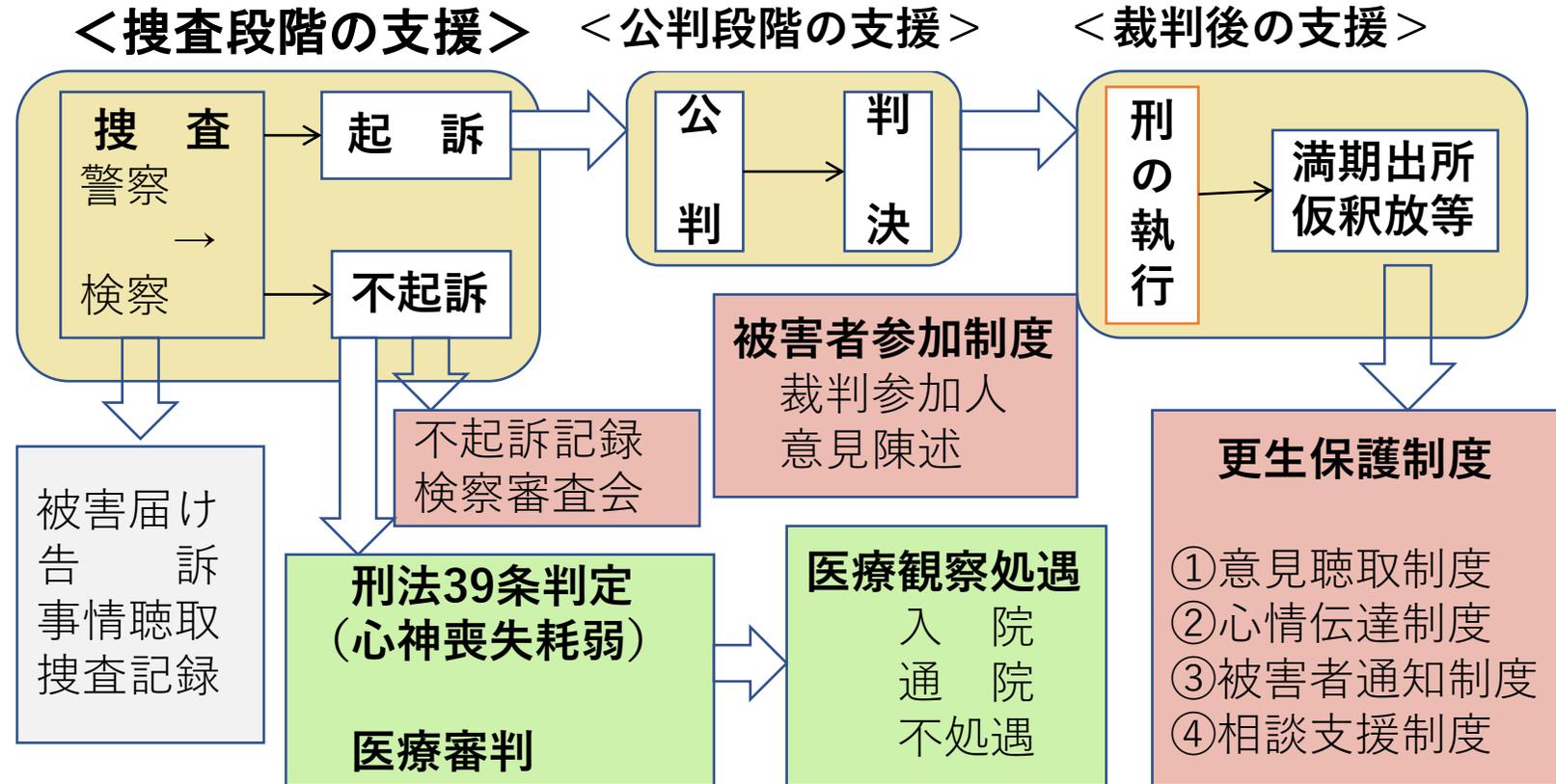
① 医療観察法指定入院病棟北大病院附属司法精神医療センター開設（2022年4月）

～当会設立当初からの要望でMTメンバーの賀古勇輝先生がセンター長就任

② 第18回「日本司法精神医学大会」（2022年7月）で被害者がテーマに

～古賀勇輝先生がシンポジストとして報告

2. 刑法39条、医療観察法被害者の理不尽な法的制約



置き去りにされた39条被害者の尊厳・権利

39条被害者は二度死ぬ

一度目の死～加害者の行為により生命を奪われ、個人の尊厳・人権が
根こそぎ侵害される

二度目の死～「不起訴処分」により「犯罪被害者等基本法」に定められ
た被害者の尊厳・権利の行使が事実上奪われる

「知る権利」は憲法に保障された基本的人権

- 「犯罪被害者等基本法」の「三つの基本理念」
 - ①被害者の尊厳の尊重～被害者の尊厳回復は憲法に保障された権利
 - ②被害者の権利回復は加害者の処遇に拘わらず適切に配慮される
 - ③被害者は再び平穏な生活を送るまで途切れることなく支援を受ける
- 刑事司法手続、医療観察法処遇における被害者の「知る権利」を刑法39条被害者に対しても一般刑事事件被害者と同等に保障し、「普通の被害者」としての尊厳・人権を回復すべきである

3. 医療観察法における被害者の知る権利の前進

(1) 「医療観察法」における加害者保護と被害者への情報提供排除論理

① 「医療観察法」は加害者（対象者）の病状回復と社会復帰が目的

～被害者への情報提供はその目的の障害となるとして一貫して拒否・排除の姿勢

② 「医療観察法」の条文で被害者へ配慮しているとする審判傍聴（第47条）、審判

決定通知（第48条）、被害者等への配慮（地域処遇ガイドライン）は消極的制約

(2) 被害者の要望に一定の範囲で対象者の処遇情報提供の「通達」

① 2014年の事件以来要望し続けて2018年に法務省保護局が全国の保護観察所へ通達

～「医療観察法」では対象者の同意を前提にしているが「通達」は同意不要

～処遇者の情報提供の範囲は処遇段階、処遇場所等蓋然性強く処遇内容は不明

② 「犯罪被害者等第4次基本計画」のパブリックコメントについて検討（2020年）

～「犯罪被害者等基本法」（2004年）に基づく一般刑事事件と同等の権利要求

4. 刑法39条、医療観察法被害者支援の今後の活動

(1) NPO法人「さっぽろ犯罪被害者等援助センター」への活動合流

- ①「犯罪被害者援助センター」は「刑法39条、医療観察法」の被害者も援助対象
～これまでの「精神障害者の自立支援を考える会」の活動はNPO法人に合流
- ②「犯罪被害者援助センター」はより広い一般の犯罪被害者を援助対象とする
～これまでの「考える会」では解決できない課題に挑戦する

(2) 司法・医療・行政等関係機関との交流・連携が重要

- ①保護観察所（社会復帰調整官）、道警（犯罪被害者支援室）、北海道（くらし安全局）、札幌市（区政課）、札幌弁護士会等司法行政機関
- ②北大司法精神医療センター、道犯罪被害者相談室、道精神保健福祉士協会、道ピアサポート協会、沖縄医療観察ネットワーク、ひょうご被害者支援センター等

5. NPO法人による犯罪被害者等援助活動への理解協力を

(1) NPO法人「さっぽろ犯罪被害者等援助センター」設立趣意書

①犯罪は多種多様で「いつ、どこで、だれが被害者になるか分からない」

～被害者は適切な支援・援助を講じなければ社会生活回復への道のりは険しい

②札幌市を拠点に犯罪被害者の回復のため民間（NPO）運営による活動拠点設立

～迅速・無償・公正で切れ目のない援助活動、援助体制を構築する

(2) NPO法人の会員加入と援助者養成研修への参加を

①会員（正・賛助・特別）はNPO法人の基礎的な力、自主財政を形成

～正会員（年会費3000円）への加入が支援・協力のスタート

②ボランティアによる援助者の養成研修・講座への参加

～経験・資格不要、被害者に寄り添う思いが基本、被害者援助の基礎知識の習得

だれもが安心して暮らせる共生社会へ ～加害者と被害者の相互理解が解決の道

- ◎被害者支援と加害者支援は「対立」から「相互理解」へ
 - * 精神障害者による不起訴事件の被害者の法的権利回復が、加害者の権利を侵害するとの懸念は誤解で、対等平等の関係の下での「相互理解」が加害者の真の更生と、事件の解決・再発防止への道です。
 - * 同時に被害者感情から加害者への厳罰を求める行動や精神障害者の自立支援に対する管理強化は誰もが安心して暮らせる「共生社会」の実現に逆行するものです。

- ◎被害者の法的権利回復へ一層のご支援・ご協力に！
 - * 刑法39条、医療観察法における被害者の法的権利の前進について医療・福祉・司法の専門職の皆様のご支援・ご協力に感謝します。
 - * 今後は更に幅広い市民・国民の賛同を基に、遺された被害者支援の課題の解決をめざしますので一層のご支援・ご協力をお願いします。



ご静聴ありがとうございました！

